



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 永 井 典 久
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 常務執行役員経営戦略本部副本部長
川口 利一
(電話番号) 0 3 - 5 6 4 5 - 5 0 8 0

「コーポレートガバナンス基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。(追加、変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 主な改定

- | | |
|--------|---|
| 第 5 条 | ROE (自己資本利益率) 等の具体的な目標数値の設定 (9.0%維持の実現を目指す。) |
| 第 11 条 | 経営理念の表現の修正 (改定前の経営理念および経営ビジョンを整理して表現。) |
| 第 18 条 | 代表取締役社長後継者の選定方法の明確化 (「独立社外取締役および顧問弁護士を委員に含む任意の指名・報酬委員会」において審議のうえ指名し、取締役会で決定する。) |
| 第 23 条 | 検討事項となっていた独立社外取締役の増員を実施(独立社外取締役を2名とする。) |
| 第 25 条 | 取締役の報酬決定の手続の透明性・公正性を高めるため、「指名・報酬委員会」の制度について規定。 |
| 第 26 条 | 各取締役の自己評価を含むアンケートを毎年実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の課題を抽出し、必要に応じて改善を図る。 |

以 上

コーポレートガバナンス基本方針

当社は、企業活動を支えるすべてのステークホルダーの利益を重視し、かつ各種法規範のみならず、社内規範や社会の良識・常識をも遵守した企業倫理の重要性を認識するとともに、企業の継続的な発展と、社会的信用の獲得、または反社会的勢力に対する不当利益供与の根絶等、経営の透明性、健全性を高め、社会基盤の整備に貢献できる組織の構築をコーポレートガバナンスに関する基本的な方針を定めるものであります。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保するとともに、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努めることとし、この基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組めます。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主総会が株主との対話の場であることを認識し、株主の視点に立って招集通知を分かりやすく記載し、また、経営に関する情報提供に努め、株主が適切に権利行使できるように環境整備を行ってまいります。

2. 当社は、株主が株主総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、株主総会招集通知を早期に送付するように努めます。また、株主総会招集通知の発送前に当社および東京証券取引所のWebサイトに開示致します。
3. 当社は、株主総会開催日を、議案の十分な検討期間および会計監査人による監査の時間を十分に確保し、より多くの株主が出席できるよう、いわゆる集中日の開催を避ける等、株主総会関連日程を全体として適切に設定するよう努めます。
4. 当社では、株主総会における株主の意思を把握し、その意思を経営に反映させるため、株主総会における賛成・反対の要因の分析を行い、相当数の反対票が投じられた議案があった場合はその原因分析を行い、その後の株主との対話に活かします。
5. 当社は、経営判断の機動性、専門性の確保の観点から、株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮したうえで提案をいたします。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、株主の権利の重要性を認識し、いずれの株主に対してもその権利行使を事実上妨げることはないよう配慮しております。

(株主総会における権利行使)

第4条 会社法において認められている少数株主の権利行使の手続については、当社の株式取扱規程において具体的に定めており、権利行使の確保に努めております。

(資本政策の基本的な方針)

第5条 当社は、企業体質の強化、内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら、株主利益の最大化を目指すことを基本的な考え方としております。株主への利益還元に関しては、安定的な利益還元を努め、業績、今後の経営環境を勘案し決定することを基本方針とし、普通株式配当につき、配当性向 30%以上かつ総還元性向 50%以上、ROE（自己資本利益率）9.0%維持の実現を目指します。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第6条 当社は、関係会社株式でなく、かつ純投資目的以外の目的で保有する株式を政策保有と位置付けており、顧客や取引先等の「株式を保有することにより取引株式との維持・拡大が期待される銘柄」について総合的な検討を踏まえ保有する方針としております。

2. 政策保有株式の議決権行使については、株主総会招集通知に記載された議案とその内容について、必要に応じて当該企業の経営方針や経営戦略を参照のうえ検討を行い、適切に行行使することを基本としておりますので、統一の基準を設けておりません。

(買収防衛策)

第7条 当社は、買収防衛策を導入しておらず、現時点で導入する予定もありません。買収防衛策を導入する場合は、経営陣・取締役会の保身目的と取られないように、その導入、運用については、取締役会・監査役は株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

(株主の利益を害する可能性のある資本政策)

第8条 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすような資本政策については、取締役会および監査役が、その検討過程で当該資本政策の実施の必要性・合理性等について十分な検証を行い株主に対して十分な説明に努めます。

2. 当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示します。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じる権利を不当に妨げません。

(関連当事者との取引に関する基本方針)

第9条 当社は、当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ、取締役会規程付議基準に基づき取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(行動規範)

第10条 当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努めます。

(中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定)

第11条 当社は、経営理念として以下のとおり定めています。

・ 使命 (Mission)

安全・安心な国土造りに貢献する会社

・ 価値観 (Value)

基礎工事における総合技術力と効率的な経営

・ あるべき姿 (Vision)

信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート

(会社の行動準則の策定・実践)

第12条 当社は行動規範（コンプライアンス基本方針）を定めており役員・社員は遵守します。また、取締役会は行動規範が遵守されているか年に一度コンプライアンス委員会を通じて確認します。

(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

第13条 当社は、経営理念、経営ビジョンに基づき、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社

会をはじめとする様々なステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に向けた役割を果たしてまいります。

また、経営理念において謳っている安全・安心な国土造りに貢献するため既存技術の効率化や環境に配慮した技術の開発を積極的に行ってまいります。

(女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保)

第14条 当社は、個々の役職員のもつ多様性を認め、個性を活かし、個々の能力が発揮できるような会社を目指すことにより、会社の成長や発展を図ることを基本方針といたします。

(内部通報)

第15条 当社は、全役職員が法令違反行為やハラスメント行為等を通報できるように通報窓口を社内・社外に設置します。通報内容については、監査役に報告するとともにコンプライアンス委員会を経て取締役会に報告します。また、当社および子会社の従業員が利用できる内部通報制度の通報者について、情報提供者の秘匿とその通報を理由として不利益な取扱いをしない旨を企業倫理ヘルプライン規程に定め、事務局はその運用を徹底しております。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の充実)

第16条 当社は、会社法その他関係法令に基づき、当社および当社グループのリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し適時・適切に開示します。また、会社法および金融商品取引法その他関係法令並びに東京証券取引所規則に従って、透明性、適時性、公平性を基本とした迅速な情報開示をおこないます。諸法令や適時開示規則等に該当しない場合でも、株主や投資家が当社を理解するために重要・有益であると判断した情報については、積極的かつ公平に開示します。

2. 当社は、現在英語版ホームページに加え、英語版アニュアルレポートを作成し開示しております。なお、現段階では海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し英語版の招集通知の作成・発送は行っておりません。英語版の招集通知の導入につきましては、今後、株主構成の変化等状況に応じて、検討を進めます。
3. 個人情報、顧客情報、および関係者の権利を侵害することになる情報については開示いたしません。
4. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、当社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行います。

(外部会計監査人)

第17条 当社および外部会計監査人は、外部会計監査人が株主、投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行います。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にして評価基準を策定いたします。
3. 外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しています。
4. 外部会計監査人と取締役管理本部長は随時面談および連携を行っているほか、外部会計監査人から要請があれば代表取締役をはじめ各取締役等の経営陣幹部との面談時間を設けています。
5. 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役や社外取締役との連携を確保しています。
6. 外部会計監査人が不正を発見し、適切な対応を求めた場合は、コンプライアンス委員会を中心となり、その下に社内調査委員会を設置し、調査・是正を行い、再発防止策を検討し、その結果をコンプライアンス委員会を通じて取締役会に報告を行う体制とされています。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

- 第18条 取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値向上を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値を向上させることについて責任を負い、その責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して、経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。また、取締役会は、執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を執行役員の人事に適切に反映させるものとします。
2. 取締役会は、業務執行者による業務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令に規定する事項および取締役会規程に規定する重要な業務執行の決定等を通じ、当社のために意思決定を行います。こうした重要な業務執行以外の業務の執行およびその決定については、経営会議等の下位の会議体および当該業務の統括役員（本部長）等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体および役員等の職務執行の状況を監督します。社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会および業務執行者の業務執行並びに当社と経営陣等その他の関連当事者との間の利益相反を監督します。
 3. 当社は、取締役会規程、組織および分掌規程、職務規程および職務権限表等において、取締役会の決議事項、代表取締役社長、各取締役、各部門の職務権限を明確化することにより、迅速で適切なリスクテイクを支える環境を整備しております。また、当社取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に向けた当該取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとするため、取締役会から授権を受けた代表取締役が一定の基準に基づき一部業績連動の要素を反映させて決定しております。
 4. 当社は、取締役会において経営の意思決定および監督を行っており、企業戦略等の方向性、重要な事案・リスクの分析と対応方針等を審議および決定しております。こうした職務執行に係る知識・経験・能力が十分に備わった人員体制を維持すべく、当社の適正に評価された業績等を踏まえつつ、「当社独立社外取締役・顧問弁護士を委員に含む任意の指名・報酬委員会」（以下、「指名・報酬委員会」とする）の審議を経たうえで、役員人事案を決定しております。
 5. また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、コンプライアンス・リスク管理体制の整備については、取締役会の下に設けられたコンプライアンス委員会・リスク管理委員会が行い、財務報告に係る内部統制は経営戦略本部が行っており、適切に整備しております。また、これらの体制構築や運用の有効性は取締役会に報告され、監督を行っております。
 6. 当社は中期経営計画を株主・ステークホルダーに対するコミットメントと位置づけ、その進捗や課題、対策については事業年度・新規中期経営計画策定時において説明し、Webサイト等においても一般向けに開示しております。
 7. 当社は、取締役会において、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中から、最高経営責任者としての職責を果たし得る人物を代表取締役社長の後継者として「指名・報酬委員会」で審議のうえ指名し、取締役会で決定することとしています。このように、当社は、適切な最高経営責任者を選定するプロセスおよび態勢を確保していることから、現状においては、後継者の計画の策定までは行っておりません。

(監査役および監査役会の役割・責務)

第 19 条 当社の監査役会を構成する監査役 3 名のうち、社外監査役は 2 名（独立社外監査役であり常勤監査役 1 名）であり、独立性が確保されております。また、各社外監査役は、独立した客観的な立場において、豊富な経験と高い専門知識を活かし、財務および会計の専門的見地から、取締役会で適切に意見を述べております。

2. 独立社外監査役は、独立社外取締役と定期的に情報交換する場を設け、独立社外監査役と独立社外取締役との連携を確保しております。

(取締役・監査役等の受託責任)

第 20 条 当社の取締役、監査役および経営陣は、株主に対する受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために適切に行動します。

(経営の監督と執行)

第 21 条 当社は、独立社外取締役を 1 名のほか社外取締役 1 名を選任しており、いずれも独立かつ客観的な立場・視点からの意見を述べ、当社の経営に反映することで、実効性の高い監督体制を確保しております。

(独立社外取締役の役割・責務)

第 22 条 独立社外取締役 1 名は、企業法務並びにコンプライアンスおよびリスクマネジメントに精通した弁護士であり、その専門的な知識と経験に基づき、経営方針や経営改善についての助言、経営陣の業務執行の監督、会社と関連当事者間の利益相反に対する監督、および経営陣から独立した立場からの意見等を行っております。

(独立社外取締役の有効な活用)

第 23 条 当社は、現在、独立社外取締役を 1 名、社外取締役 1 名を選任しており、幅広い見地から経営全般に関する客観的・中立的な助言および意見を得るとともに、業務執行および利益相反に関する監督を受けており、現状の体制でも取締役会による経営陣に対するモニタリング機能は有効に働いていると考えています。ただし、今後につきましては、ガバナンスの状況等を総合的に勘案し、独立社外取締役を 2 名とする方針といたします。

(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

第 24 条 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選任しております。

(任意の仕組みの活用)

第 25 条 当社は監査役会設置会社であって独立社外取締役が取締役の過半数に達していませんが、経営陣幹部・取締役の指名については、「指名・報酬委員会」で審議し取締役会にて決定しております。また、報酬については、適切、公正かつバランスのとれたものとするため、一定の基準に基づき一部業績連動の要素を反映させて「指名・報酬委員会」で審議のうえ、取締役会にて決定いたします。

(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

第 26 条 取締役会は、当社経営管理の意思決定機関として、経営の基本方針および業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役の職務の執行について報告を受け監督することを職務としております。これを満たす知識・経験・能力が確保できる人員体制を維持すべく、「指名・報酬委員会」で取締役候補者選任について審議を経たうえで、指名を行っております。これにより、取締役候補を決定するに際し、知識・経験・能力のバランスがとれ、多様性と適正規模を両立した構成を確保いたします。また、社外監査役のうち 1 名は公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

2. 当社は、取締役、監査役の上場会社を含む他社での兼任状況について、事業報告、株主総会参考書類および有価証券報告書などにおいて開示を行っております。
3. 取締役会は、取締役会の構成、議題および運営等に関して、各取締役の自己評価を含むアンケートを毎年実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の課題を抽出し、必要に応じて改善を図ります。

(取締役会における審議の活性化)

第 27 条 当社は、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、重要な議案については、社外取締役に事前説明を行う等努めます。社外取締役は、自身の専門的な知識や経験に基づき、取締役会において意見を述べ、必要に応じて問題提起を行える環境を整えるものとします。

2. 当社の取締役会、経営会議等の重要会議は以下のとおりに運営されております。
 - (1) 取締役会、経営会議等の重要会議については、開催日の3日前までに審議予定事項を通知しております。
 - (2) 取締役会決議事項となる重要事項については取締役会の開催日前に開催される経営会議において取締役全員に対し事前に説明を行っております。
 - (3) 毎年3月に各種会議の年間スケジュールを各取締役に対して通知しております。
 - (4) 取締役会、経営会議等の重要会議の議題の数や開催頻度を適切な範囲にとどめております。
 - (5) 取締役会、経営会議等の重要会議において、十分な審議時間を確保することに努めております。

(情報入手と支援体制)

第 28 条 取締役および監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために必要な情報について、関連部門に対し情報提供を求め、各部門は要請に基づき必要な情報を適宜提出しております。取締役および監査役については、取締役会事務局である管理本部、経営戦略本部、監査部が支援体制を構築しております。また、取締役会および監査役会は必要な情報が円滑に提供されているか適宜確認しています。

2. 取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定を行うため、情報が必要と考える場合には、取締役会事務局である管理本部や関連部門に情報提供を求めています。また、監査役は、適切に必要な情報を入手する他、役職員が監査役会に報告すべき事項について適宜適切な情報収集に努めています。
3. 取締役および監査役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定を行うため、情報が必要と考える場合には、外部の専門家に助言を得ております。また、取締役および監査役が、必要な情報を入手するための費用は会社が負担するものとしております。
4. 内部監査部門と取締役および監査役は適宜情報交換を行い連携を図っています。内部監査部門が行った監査内容は、適宜取締役会へ報告を行っております。また、社外取締役、社外監査役と会社との連絡・調整については管理本部が担当し、社外取締役および社外監査役から指示を受けた情報の収集および提供に対応できる体制をとっております。

(取締役・監査役へのトレーニング)

第 29 条 取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財政状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し研鑽に努めるものとし、会社は、トレーニングに必要な機会を提供するものとします。

2. 取締役および監査役には、求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しています。
3. 当社は、取締役および監査役に対して、その役割および機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境および経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員から説明を受け、十分な理解を形成します。

第 6 章 株主等ステークホルダーとの対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第 30 条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、会社法、金融商品取引法その他関係

法令に従った法定開示および自主規制機関の要請する開示並びに I R 等の任意開示により必要十分な適時・適切な開示に努めております。当社の投資家説明会および IR 活動は経営企画部が担当し、株主との建設的な対話を実現するため、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、株主に対し、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

(経営戦略や経営計画の策定・公表)

第 31 条 当社は、持続的成長と中長期的な株主価値の向上に努め、経営戦略や経営計画の策定に際しては、中期経営計画において収益計画・資本政策の基本的な方針を示します。

第 7 章 その他

(改廃)

第 32 条 本コーポレートガバナンスの基本方針の改廃は、取締役会の決議によります。